

平成26年2月26日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官 田中あゆみ
平成23年(ワ)第33930号 損害賠償請求事件
口頭弁論の終結の日 平成26年1月8日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

(以下「原告■」という。)

原告5名訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 浅 井 淳 子

横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

被 告 サンハウジング株式会社

(以下「被告サンハウジング」という。)

同代表者代表取締役 川 田 [REDACTED]

神奈川県 [REDACTED]

被 告 川 田

(以下「被告川田」という。)

神奈川県 [REDACTED]

被 告 高 本

(以下「被告高本」という。)

同訴訟代理人弁護士 島 昭 宏

[REDACTED]
最後の就業場所 横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

被 告 小 杉

(以下「被告小杉」という。)

神奈川県 [REDACTED]

被 告 鈴 木

(以下「被告鈴木」という。)

同訴訟代理人弁護士 柴 谷 晃
主 文

1 被告サンハウジング、被告川田及び被告鈴木は、各原告に対し、連帶して（第2項記載の金員の限度で被告高本及び被告小杉と連帶して），下記の金員及びこれに対する被告鈴木については平成23年10月29日、被告川田については同年12月2日、被告サンハウジングについては平成24年2月14日から各支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

(1) 原告 [REDACTED] 1556万9257円

(2) 原告 [REDACTED] 205万3677円

(3) 原告 [REDACTED] 1251万2501円

(4) 原告 [REDACTED] 497万3825円

(5) 原告 [REDACTED] 73万8236円

2 被告高本及び被告小杉は、各原告に対し、被告サンハウジング、被告川田

及び被告鈴木と連帶して、下記の金員及びこれに対する平成24年3月14日から各支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

- (1) 原告 [REDACTED] 933万5554円
- (2) 原告 [REDACTED] 123万4206円
- (3) 原告 [REDACTED] 750万9500円
- (4) 原告 [REDACTED] 298万4295円
- (5) 原告 [REDACTED] 44万6941円

3 被告鈴木は、原告大悟に対し、150万4001474円及びこれに対する平成23年10月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、原告らと被告サンハウジング、被告川田及び被告鈴木との間においては、これを6分し、その5を被告サンハウジング、被告川田及び被告鈴木の負担とし、その余を原告らの負担とし、原告らと被告高本及び被告小杉との間においては、これを2分し、その1を被告高本及び被告小杉の負担とし、その余を原告らの負担とする。

6 この判決は、1項から3項までに限り、仮に執行することができる

事実及び理由

第1 請求

1 被告らは、各原告に対し、下記の金員及びこれに対する訴状送達の日（被告鈴木については平成23年10月28日、被告川田については同年12月1日、被告サンハウジングについては平成24年2月13日、被告高本及び被告小杉については同年3月13日）の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

- (1) 原告 [REDACTED] 1805万9257円
- (2) 原告 [REDACTED] 245万8677円
- (3) 原告 [REDACTED] 1393万2501円

(4) 原告 [] 597万3825円

(5) 原告 [] 107万8236円

2 被告鈴木は、原告 [] に対し、1527万1474円及びこれに対する平成23年10月29日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、L・B投資事業有限責任組合（以下「L・B」という。）からの勧誘により被告サンハウジングの株式等を購入した原告らが、いわゆる未公開株商法の被害を被ったと主張して、被告サンハウジング及びその役員等の地位にあった他の被告らに対し、不法行為又は会社法429条1項に基づき、L・Bに対して払い込んだ金員及び弁護士費用相当額の支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる。以下、証拠番号は枝番を含む。）

（1）当事者

原告 [] は、昭和43年生まれの会社員であり、原告 []、原告 []、原告 []、原告 [] は、それぞれ [] である。

被告サンハウジングは、建築一式工事業、土木一式工事業、ドア、ドア枠等の住宅機器の製造、売買及び輸出入等を業とする株式会社である。

被告川田は、被告サンハウジングの代表取締役であり、被告小杉は、被告サンハウジングの監査役である。被告鈴木及び被告高本は、平成21年2月17日に辞任するまで、被告サンハウジングの取締役であった。

また、被告鈴木は、平成20年12月31日から平成21年12月24日まで、株式会社モンスター・ナイン（以下「モンスターナイン」という。）の監査役、同日から平成22年11月25日まで、モンスターナインの取締役の地位にもあった。

モンスターナインは、テレビ番組やデジタルコンテンツの企画制作等を業

とする株式会社である。

L・Bは、平成17年10月20日、組合契約の効力が発生し、塚原■（以下「塚原」という。）がその無限責任組合員となった。L・Bは、金融商品取引業を行うための金融商品取引法所定の登録を受けてはいなかつた（甲1, 43, 45, 乙へ42ないし44）。

(2) 被告サンハウジングの株式購入

原告■は、平成18年12月頃、L・Bから、被告サンハウジングの株式購入の勧誘を受けて、他の原告らとともに、被告サンハウジングの株式を購入することを決意した。

そこで、原告らは、被告サンハウジングの株式を購入（1株の代金15万円）するための出資金として、平成18年12月から平成20年7月までの間、L・Bに対し、別紙「入金」欄記載の金員（備考欄に「モンスターナイン分」とあるものを除く。）を支払った（甲1, 6ないし10, 23ないし28）。

(3) 配当金及び返戻金の支払

原告らは、被告サンハウジングの株式の配当金であるとして、L・Bから、別紙「配当金」欄記載の金員の支払を受けた。

また、原告■及び原告■は、L・Bから、出資金の返金として、別紙「返戻金」記載の金員の支払を受けた。

(4) 原告らへの株券の交付

原告らは、平成21年4月頃までに、L・Bより、原告ら名義の被告サンハウジングの株券（原告■につき110株、原告■につき15株、原告■につき85株、原告■につき70株、原告■につき20株）の交付を受けた（甲11ないし15）。

(5) モンスターナインの株式購入のための入金

原告■は、L・Bから、モンスターナインの株式購入の勧誘を受けて、

平成22年3月から同年5月までの間、L・Bに対し、別紙「入金」欄記載の金員（備考欄に「モンスター-nine分」とあるもの）を支払った（以下、これらの入金を「モンスター-nine分入金」という。）（甲6、33ないし35）。

(6) 原告らとL・Bとの和解

L・B及び塚原は、平成23年1月19日、原告らに対し、未公開株取引に関する和解金の支払義務があることを認め、これを分割払することを約する旨の和解契約を締結したが、一切その支払をしなかった。そこで、原告らは、L・B及び塚原に対する訴えを提起し、同年6月10日、原告らの請求を全部認容する判決が言い渡された（甲29、30）。

(7) モンスター-nineの破産

モンスター-nineは、同年11月11日午後5時、破産手続開始の決定を受け、平成24年7月17日、同手続廃止の決定があった（顕著な事実）。

2 原告らの主張

(1) 被告サンハウジング及び被告川田

L・B及び塚原は、被告サンハウジングが上場する予定もないのに上場予定であるかのように装って、原告らを勧誘して、被告サンハウジングの株式購入名下にL・Bに金員を支払わせた。そして、被告サンハウジングは、L・Bによる株式の勧誘・販売に際して、会社のパンフレット等を用意し、原告らに交付するための株券を発行する等し、また、代表者である被告川田は、株式の譲渡を承認した上、株式に関する問合せについてはL・Bに任せていると答えるように従業員に指示する等、L・Bによる詐欺行為を認識していた。したがって、被告サンハウジング及び被告川田は、不法行為に基づく責任を負う。

(2) 被告小杉、被告高本及び被告鈴木

被告小杉、被告高本及び被告鈴木は、被告サンハウジングの取締役ないし

監査役であったにもかかわらず、被告サンハウジングによる詐欺行為を放置し、取締役ないし監査役としての監視監督義務を怠った。よって、会社法429条1項に基づき、原告らの損害を賠償する責任を負う。

(3) モンスターナイン分入金に関する被告鈴木の責任

L・B及び塚原は、モンスターナインが上場する意思も能力もないのに上場予定であるかのように装って、原告■■■を勧誘し、モンスターナインの株式購入名下にL・Bに金員を支払わせた。そして、被告鈴木は、L・B及び塚原と共に謀の上、モンスターナインの内部資料を作成したり、同社に関する情報を提供する等して、モンスターナインが上場間近であるかのような外観を作出した。したがって、被告鈴木は、不法行為又は会社法429条1項に基づき、モンスターナイン分入金に関して原告■■■に生じた損害の賠償責任を負う。

(4) 原告らの損害

ア 原告■■■

(ア) 被告サンハウジングの株式購入

原告■■■は、被告サンハウジングの株式購入の関係で、L・Bに対する交付金員1650万円及び弁護士費用165万円の損害を被ったが、塚原に対する動産執行に関連して9万0743円を受領したから、残額は1805万9257円である。

(イ) モンスターナイン分入金

原告■■■は、モンスターナイン分入金として、L・Bに対する交付金員1500万円及び弁護士費用150万円の損害を被ったが、モンスターナインの代表者である樋口■■（以下「樋口」という。）の破産手続からの配当金22万8526円を含む122万8526円を受領したから、残額は1527万1474円である。

イ 原告■■■

原告■は、被告サンハウジングの株式購入の関係で、L・Bに対する交付金員225万円及び弁護士費用22万5000円の損害を被ったが、樋口の破産手続から配当金1万6323円を受領したから、残額は245万8677円である。

ウ 原告■

原告■は、被告サンハウジングの株式購入の関係で、L・Bに対する交付金員1275万円及び弁護士費用127万5000円の損害を被ったが、樋口の破産手続から配当金9万2499円を受領したから、残額は1393万2501円である。

エ 原告■

原告■は、被告サンハウジングの株式購入の関係で、L・Bに対する交付金員550万円及び弁護士費用55万円の損害を被ったが、樋口の破産手続から配当金7万6175円を受領したから、残額は597万3825円である。

オ 原告■

原告■は、被告サンハウジングの株式購入の関係で、L・Bに対する交付金員100万円及び弁護士費用10万円の損害を被ったが、樋口の破産手続から配当金2万1764円を受領したから、残額は107万8236円である。

3 被告サンハウジング及び被告川田の認否
すべて不知。

4 被告高本の主張

土木関係の仕事をしていた被告高本は、仕事上の付き合いがあった被告川田から再三にわたって依頼されて、被告サンハウジングの取締役となることを承諾したが、報酬を受け取っておらず、事業に関わることは一切なく、その後、度々辞任を申し出たが、それが叶わなかつたものである。

5 被告鈴木の主張

被告サンハウジングは、対震ドアペーツや対震対策用のドア開放装置の販売事業を企図し、マスコミで取り上げられたり、カザフスタン共和国からも商品の大量受注を受けるなどしていた。そして、被告サンハウジングは、多額の先行投資が必要であったため、平成18年頃、合理的な資金調達方法として上場による増資を考えたが、その後、大量の商品を納品したカザフスタン共和国内のデベロッパーが経営破綻して販売代金を回収できなくなるといった予測不能の事態により、事業が行き詰ったものに過ぎない。

また、モンスターナインも、テレビ番組「SASUKE」の制作等を行っていた会社であり、事業拡大のために上場を目指し、東証マザーズ上場企業である株式会社メディビックグループ（以下「メディビック」という。）の株式を取得した上、同社との合併を予定していたが、東京証券取引所が業種が異なる非上場企業と合併した後の上場維持に難色を示し、また、その後、資金繰りが悪化して、破産申立てに至ったものである。

このように、被告サンハウジング、モンスターナインは、いずれも当時、事業資金を調達する必要があり、増資を実行して集めた出資金を実際にその事業に投下したものである。結果として、いずれの会社も経営破綻したが、それは増資時においては予想外の事由によるものであった。L・Bが無免許で投資勧誘を行っていた点は、金融商品取引法違反に該当するおそれはあるが、そのことが私法上の関係で当然に違法性を帯びるということにはならず、被告サンハウジングやモンスターナインの増資に違法性は存しない。

被告鈴木は、L・Bが金融取引業免許を取得しているものと認識しており、L・Bが塚原の仲間の投資家から資金の調達をして、被告サンハウジングやモンスターナインに投資をしている事実は認識していたが、L・Bの資金調達の詳細は全く知らなかった。また、被告鈴木は、原告らに対し、問われるがまま、被告サンハウジングやモンスターナインについての情報を提供したことはある

が、その内容は、その当時の正確な情報であったから、違法性も故意・重過失も存しない。

仮に、被告鈴木の責任が認められるとしても、投資リスクを考えずにL・Bに対して多額の投資を行った原告らについては、大幅な過失相殺を行うべきである。

6 被告小杉

被告小杉は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実のほか、証拠（甲45、乙へ21、22、50、原告■本人、被告川田本人、被告鈴木本人。そのほかは各項末尾に掲記する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 原告らの出資の経緯

ア 原告■は、4年制の大学を卒業して、20年程度の社会人経験を有する者である。原告■は、相当程度の株式投資経験を有していた（甲6の6）。

イ 原告■は、平成18年12月頃、友人の紹介で、L・Bの担当者と会い、住宅建設関連の会社である被告サンハウジングは、対震対策ドアや耐震ドアパーツの特許を有しており、カザフスタン共和国の大統領に耐震ドアパーツのプレゼンテーションを行った結果、同国への大量受注が決まったこと、2年内に上場する予定であり、L・Bが上場についての全てを取りまとめていること等の説明を受け、被告サンハウジングの株式を購入すれば上場益が期待できるほか、出資金額に対して年8%の分配金も出るとして、L・Bの組合員として登録し、被告サンハウジングの株式を購入するように勧誘を受けた。その際、原告■は、被告サンハウジングの事

業計画書やパンフレット等の会社資料の交付を受けたが、これらの資料には、被告サンハウジングの売上高が、平成17年3月期及び平成18年3月期は2ないし6億円程度であったが、今後、平成19年3月期には45億4800万円、平成20年3月期には180億5150万円となる計画であること、経常利益についても、平成18年3月期の約784万円が、平成20年3月期には38億円を超える計画であること等が記載されていた。原告■は、L・Bのかかる説明により、被告サンハウジングの株式が上場間近であると信じて、L・Bへの出資を行った（甲1ないし3）。

ウ その後も、L・Bから、被告サンハウジングの主幹事証券会社が決定して、上場準備を進める運びとなったことや、業況が順調に推移しており、上場時の株価が楽しみであること等を記載した書面の交付を受けたこと等から、原告■は、L・Bへの出資額を拡大させていった。また、L・Bの担当者が、知り合いへの勧誘を依頼して複数の申込書を原告■に交付したため、原告■は、■他の原告らにもL・Bへの出資を勧誘し、その他の原告も、被告サンハウジングの上場が間近であると信じて、L・Bへの出資を行った（甲5）。

エ 被告サンハウジングの上場の気配がないことから、原告らが塙原に説明を求めたところ、平成20年9月頃、原告らは、塙原同席の下、塙原と親密な関係にあるという被告鈴木と面会した。その際、被告鈴木は、カザフスタン共和国に向けて輸出した製品が盗難被害にあった等として、株式上場が予定よりも遅れているとの説明を行った。

オ 原告らが返金を要求するようになったため、平成21年頃、塙原は、被告サンハウジングの他にもモンスターナインが上場を予定しており、被告鈴木をモンスターナインの役員として送り込んでいるので、これまでのL・Bへの出資金と同等の価値のあるモンスターナインの株式を交付するといった「付け替え」を提案した。また、塙原は、モンスターナインの会

社案内や増資計画案、株価算定結果報告書等の資料を原告らに交付し、モンスターインの株式もさらに購入するように原告らを勧誘した（甲16ないし20, 31）。

カ 原告■は、上記オの説明を信じて、平成22年3月頃、モンスターインの株式の購入名下で、L・Bに対する出資を行った。また、原告■は、平成22年5月頃、被告鈴木に電話をかけて、モンスターインの上場見通しを尋ねたところ、被告鈴木は、自分の立場では詳細は説明できないとしながらも、メディビックとの合併に向けてモンスターインの増資は順調に進んでいる旨の説明をし、これを受け、原告■は、L・Bに対し、追加の出資を行った（甲44）。

(2) 被告サンハウジングの状況等

ア 被告サンハウジングは、平成13年11月28日、被告川田により設立された会社であり、株式上場を目指していた平成18年頃の従業員数は、6, 7名であった。被告サンハウジングが開発した耐震ドアペーツについては、メディアで取り上げられることもあった（乙へ8ないし12, 23, 47）。

イ 被告サンハウジングの取締役であった被告鈴木は、被告川田とともに、被告サンハウジングの上場を目指して、増資を行うことを決めるとともに、親密な関係にあった塙原を被告川田に紹介した。そして、被告サンハウジングは、L・Bに依頼して、一般の投資家の中から株式の購入希望者を募ることにして、被告サンハウジングの飛躍的な業績向上の見込み等が記載された会社資料を塙原に提供した。また、被告サンハウジングにおいては、被告鈴木が増資の手続の中心的役割を果たしていた。

なお、被告サンハウジングとL・Bとの間では、具体的な出資予定額は定められておらず、出資に当たって契約書が作成されることもなかった。

ウ 被告サンハウジングは、塙原ないしL・Bに対して、多数の株券を発行

して、これを交付したほか、平成21年4月10日、塚原名義の株券を原告ら名義に変更する手続を行い、かかる株券が、L・B経由で、原告らに交付された。なお、被告サンハウジングは、株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨が定められていたが、同年2月17日、株主総会の承認を要する旨に変更され、同年3月19日には、代表取締役の承認を要する旨への変更がされた（甲11ないし15、43、乙へ42）。

エ 被告サンハウジングは、平成19年7月17日までは、発行済株式の総数2万2220株、資本金の額1億1110万円であったが、その後、増資の登記が繰り返しなされて、平成21年2月25日には、発行済株式の総数4万5860株、資本金の額2億3080万円となった。また、平成19年以降、被告サンハウジングは、売上高が特段増加することもなく、その後、平成22年頃には事実上の倒産状態に陥った（乙へ42）。

オ L・Bは、被告サンハウジングの増資資金として、被告サンハウジングに多額の金員を支払ったが、その正確な額は不明である（なお、塚原は、1株5000円で被告サンハウジングの株式を取得した旨の説明をしている。）。また、L・Bから、塚原の経営していた関連会社に多額の金員が移動しているが、かかる関連会社から、平成19年8月31日、被告鈴木の経営していた会社に300万円が振り込まれている（甲43、調査嘱託の結果）。

（3）モンスターナインの増資に関する経緯

ア モンスターナインは、平成17年2月9日設立された株式会社で、代表取締役の樋口が全株式を所有しており、資本金の額は1000万円であった。

モンスターナインは、「SASUKE」等のテレビ番組の企画、制作を行なうほか、格闘技イベントの企画、運営等を行っていた（乙へ14、43）。

イ モンスターナインの監査役や取締役となった被告鈴木は、モンスター

インの上場を目指して、増資を行うことを代表取締役の樋口に持ちかけて、樋口もこれを了承した。そして、親密な関係にあった塚原を樋口に紹介するとともに、一般の投資家の中からモンスターナインの株式の購入希望者を募ることにして、モンスターナインの会社案内や増資計画案、株価算定結果報告書等の資料を塚原に提供した。また、モンスターナインにおいては、被告鈴木が、増資や株式上場に向けて、中心的役割を果たしていた。

なお、モンスターナインとL・Bとの間では、具体的な増資予定額も定められておらず、契約書が作成されることもなかった（甲19ないし22, 31, 41）。

ウ モンスターナインは、平成21年12月25日までに、東証マザーズに上場していたメディビックの公開買付を行った結果、同社の筆頭株主となり、平成22年2月頃、樋口が同社の社外取締役に、被告鈴木が同社の監査役に就任した。また、同年5月頃には、モンスターナインが13億1000万円もの増資を行うことを前提として、モンスターナインとメディビックとの合併についての検討も行われ、同月31日、モンスターナインは、資本金の額を13億2000万円に引き上げる登記手続を行った（乙へ14, 34, 35）。

エ しかし、結局、モンスターナインは多額の増資資金を集めることができず、同年9月2日には、資本金の額を3億5000万円に減額する旨の更正登記を行い、また、平成23年10月3日には、資本金の額が当初の1000万円に戻された。そして、同年11月頃、負債額18億0600万円を抱えているとして、破産手続開始の申立てを行った（乙へ15, 44）。

オ L・Bは、増資資金として、モンスターナインに少なくとも4300万円を支払った。なお、モンスターナインは、平成20年9月から平成21年7月までの間、労務報酬の名目で、合計3250万円を被告鈴木の経営していた会社に支払い、平成22年5月頃、被告鈴木の積極的な関与の下、

資金調達のためのパンク・ギャランティ事業なるものに必要であるとして、
3500万円を支払った（甲41、43、乙へ19、22）。

2 被告サンハウジングの株式販売の違法性

前記認定事実によれば、L・Bは、金融商品取引法所定の登録をしていない無登録業者であったにもかかわらず、被告サンハウジングの株式を原告らに販売したこと、その販売代金は、塚原の説明を前提とすれば、取得価額の30倍もの高額であったこと、被告サンハウジングは未公開会社であり、また、株式上場の具体的な見通しもなかったにも関わらず、L・Bは、それが確実なものであるかのように装って、原告らに被告サンハウジングの株式を販売したことの各事実が認められるから、これらを総合すれば、L・Bによる被告サンハウジングの株式の販売行為は違法なものであったと認められる。

これに対し、被告鈴木は、被告サンハウジングは事業資金調達のために真に株式上場を予定していたが、予測不可能な事態のために事業が行き詰まつたものであり、増資を実行して集めた出資金は実際に被告サンハウジングの事業に投下されたのであるから、その株式の販売行為に違法性はない旨を主張するところ、確かに、被告サンハウジングは会社としての実体を有しており、開発した耐震ドアパーツがメディアの注目を集めるなどしていたことが認められる。

しかしながら、本件全証拠によっても、被告サンハウジングが耐震ドアパーツの特許を取得したとか、カザフスタン共和国での商品の大量受注を受けたといった事実を認めるに足りる的確な証拠はないし、被告川田や被告鈴木の本人供述によっても、平成18年当時の被告サンハウジングの事業の詳細も、その後に生じたという予測不能の事態の詳細も、判然としないと言わざるを得ない。そして、平成19年以降、被告サンハウジングの実際の売上高は、特段上昇することもなく、その後、事実上の倒産状態に陥ったのであるから、L・Bが原告[]に被告サンハウジングの株式の購入を勧誘した平成18年12月の時点で、被告サンハウジングが事業計画書等に記載された飛躍的な業績の向上（認

定事実(1)イ) を客観的に期待できるような状況にあったとは認め難いし、その後、被告サンハウジングの増資の登記を繰り返した時点（認定事実(2)エ）においては、よりいっそう上場の困難性が明確になっていたというべきである。

また、被告サンハウジングは、増資に際して、L・Bとの間で、具体的な増資予定額を定めることも契約書を作成することもしていなかった上（認定事実(2)イ），被告川田も被告鈴木も、被告サンハウジングの株券発行の経緯や、L・Bからの増資資金の受入れの詳細について、何ら具体的な説明をすることができていない。このように増資計画が杜撰なものであり、また、代表取締役や中心的役割を果たしていた取締役が、増資についての詳細を説明できていないということからすると、被告サンハウジングの株式上場予定が真摯なものであったのかどうか、疑いを抱かざるを得ない。

これらの事情に照らすと、前記判示のとおり、被告サンハウジングの株式上場の具体的な見通しはなかったと認められるから、被告鈴木の主張は採用できない。

3 モンスターナイン株式購入名下での出資勧誘の違法性

前記認定事実によれば、無登録業者であるL・Bは、未公開会社であるモンスターナインの株式上場の確かな見込みはなかったにも関わらず、それが確実なものであるかのように装って、モンスターナインの株式購入を理由として、原告[]にL・Bへの出資金を支払わせたものであるから、かかる勧誘は違法な行為であったと認められる。

これに対し、被告鈴木は、モンスターナインは、メディビックとの合併による上場を予定していたが、その後の事情により、破産申立てに至ったに過ぎず、モンスターナインの株式の勧誘に違法性はない旨を主張する。

この点、確かに、前記認定事実(3)ウのとおり、モンスターナインが東証マザーズに上場していたメディビックの筆頭株主となり、モンスターナインとメディビックとの合併が検討されるといった事実が存在したことは認められる。し

かし、モンスターナインは、多額の資金調達のためにパンク・ギャランティ事業なる不確かな手段に頼ろうとしていたが、結局、資金を調達できずに、当初の資本金の額に戻していること、その後、多額の負債を抱えて破産申立てをし、その破産手続は異時廃止となっていること（取得したメディビックの株式についても早急に手放したことが推測される。）等からすると、メディビックとの合併というのも、モンスターナインの会社としての事業収益を背景にしていた訳ではなく、結局は、他所から融通を受けた外部資金を用いて実現しようとしていたに過ぎないものと考えられる。

また、モンスターナインは、増資資金の融通をL・Bに依頼するに際して、具体的な増資予定額を定めることも契約書を作成することもしていなかった上（認定事実(3)イ）、原告らが被告サンハウジングの株式購入のためにL・Bに支払った出資金の代わりにモンスターナインの株式を交付するといった「付け替え」の提案がされていることからすると（認定事実(1)オ）、L・Bが、モンスターナインの株式やその代金について、杜撰な処理をすることが容易な状況にあったことがうかがわれる。

さらに、被告サンハウジング、モンスターナインとも、被告鈴木が、上場を予定している会社であるとしてL・Bに紹介したが、結局、いずれも経営が破綻したこと、モンスターナインをL・Bに紹介したタイミングは、被告サンハウジングの上場が困難であることが判明しつつある頃であったこと、L・Bからモンスターナインに増資資金が支払われる一方で、モンスターナインから多額の金員が被告鈴木の経営する会社等に支払われていることの各事実からすると、モンスターナインの株式上場計画が真摯なものであったのかどうか、疑いを抱かざるを得ない。

以上によれば、前記判示のとおり、モンスターナインの株式上場の確かな見込みはなかったと認められるから、被告鈴木の主張は採用できない。

4 各被告の責任

そこで、前記2、3の違法な行為に関する各被告の責任について、以下、検討する。

(1) 被告サンハウジング及び被告川田

被告サンハウジングないし代表取締役である被告川田は、株式上場の具体的な見通しがなかったのに増資を繰り返して大量に株券を発行し、株券の名義を原告らに変更するなどしているのであるから、L・Bによる違法な未公開株販売を認識、認容していながら、これに積極的に関与したものと認められる。

よって、不法行為に基づき、前記2の違法行為により原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

(2) 被告鈴木

被告鈴木は、前記認定のとおり、被告サンハウジング、モンスターナインの増資に関する手続について、中心的な役割を果たしていた上、親密な関係にあったL・Bの塚原にこれらの会社を紹介し、それによって、L・Bによる違法な未公開株販売やその勧誘が行われることになったものであり、株式を購入し又は追加購入しようとする原告らとも面会する等していたのであるから、L・Bによる違法な未公開株販売等を認識、認容していながら、これに積極的に関与したものと認めることができる。したがって、被告鈴木は、被告サンハウジング、モンスターナインの役員としての職務を行うについて、故意ないし重大な過失により、違法な未公開株の販売等による被害が発生することを未然に防止すべき職務上の義務を怠り、これにより原告らに損害を生じさせたことになるから、原告らの損害を賠償する責任を負う。

これに対し、被告鈴木は、L・Bが金融取引業免許を取得しているものと認識しており、L・Bの資金調達の詳細は全く知らなかつた旨を主張し、それに沿う供述をするが、上記のような被告鈴木の関与の程度、態様のほか、L・Bに払い込まれた金員から被告鈴木が間接的な利益を得ていたと考えら

れること（認定事実(2)オ、(3)オ）も併せ考慮すると、被告鈴木の上記供述をにわかに信用することはできない（被告鈴木は、証人尋問の呼出しに応じなかつた樋口作成の陳述書（甲41）中の被告鈴木がモンスターナインの資金を不正に流出させた旨の記載の信用性は低いと主張するが、樋口の陳述内容に依拠するまでもなく、被告鈴木がこれらの金員の流れに関与しているという客観的事実自体によって、被告鈴木の供述内容には疑いを抱かざるを得ない。）。

(3) 被告高本及び被告小杉

被告高本は、被告サンハウジングの取締役ではあったものの、事業に関わることは一切なかつた旨を主張する。

しかしながら、株式会社の取締役は、業務執行の全般を監視し、必要があれば取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようすべき職責を有するものであるから、事業に関わることは一切なかつたという主張内容自体からして、被告高本が取締役としての任務を懈怠していたことは明らかである。被告高本の主張するように、取締役報酬を受け取つていなかつたものであつても、そのことをもって、取締役としての監視監督責任を免れることはできない。

そして、被告サンハウジングが従業員数が6、7名程度の小規模な会社であることや、平成21年2月17日まで、株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨が定められていたこと（認定事実(2)ア、ウ）も踏まえると、適切な監視監督をしていれば、被告サンハウジングがL・B等に大量の株券を発行しているといった不自然な事態を容易に認識して阻止することができたと考えられる。よつて、被告高本は、重大な過失によつて取締役としての職務を怠つた結果、原告らに損害を生じさせたものであり、原告らの損害を賠償する責任を負う。

同様に、被告小杉についても、業務監査の職責も有する監査役としての監

視義務を重大な過失により怠ったものと認められるから、原告らの損害を賠償すべき責任を負う。

5 原告らの損害

(1) 原告らは、前提事実(3)記載のとおり、被告サンハウジングの株式配当金を受領していることが認められる。

そして、これらの株式配当金の支払が、L・Bの未公開株式販売の違法性を隠蔽するといった側面を有していたことは否定できないにせよ、前記認定のとおり、被告サンハウジングは会社としての実体を有しており、開発した耐震ドアパーツがメディアの注目を集めなどしていたことが認められるから、その株式が全くの無価値なものであったということはできず、その株式の配当金の支払についても、専ら違法行為の発覚を防ぐための手段として行われた名目上のものに過ぎないと断ずることまではできない。そうすると、被告サンハウジングの株式の違法な販売行為によって原告らが被った損害の額を算定するに当たっては、原告らが受領した被告サンハウジングの株式配当金の額を控除して、損益相殺的な調整を図るのが相当である。

(2) また、前記認定のとおり、原告[■]は、4年制の大学を卒業して20年程度の社会人経験を有し、また、相当程度の株式投資経験を有していたのであるから、未公開株式の購入が多大な危険を伴うことは、当然に理解することができたと考えられるし、年8%という配当率の高さや、会社案内に記載された飛躍的な業績向上の見通し等からして、被告サンハウジングの上場の確実性を疑うことは十分に可能であったというべきである。にもかかわらず、原告[■]は、自ら大量の株式を購入したばかりでなく、[■]多額の購入を勧めたものであるから、これら事情に鑑みると、原告[■]の落ち度によつて、原告らの被害を拡大させた面があることは指摘せざるを得ない。

そして、被告高本及び被告小杉は、前記判示のとおり、取締役ないし監査役としての任務を懈怠して、違法な未公開株販売を惹起させ、原告らに損害

を生じさせたものであるが、かかる被告両名の任務懈怠の内容と原告 [] の上記落ち度とを比較衡量すると、これらの被告が原告らに対して賠償すべき損害額を定めるに当たっては4割の過失相殺を行うのが、損害の公平な分担の観点から相当であると考えられる。

これに対し、被告サンハウジング、被告川田及び被告鈴木は、L・Bによる違法な未公開株の販売等に積極的に関与したことが認められるから、これらの被告との関係において、過失相殺を行うことは相当でない。

(3) 以上を前提にすると、被告サンハウジングの株式の関係における原告らの損害額は、以下のとおりとなる。

ア 被告サンハウジング、被告川田及び被告鈴木の関係

被告サンハウジングの株式購入名目でL・Bに払い込んだ金額（前提事実(2)）から配当金及び返戻金（前提事実(3)）並びに原告らが自認する金員（前記第2の2(4)）を控除すると、原告らの損害は、以下のとおりとなる。

(イ) 原告 []

L・Bへの交付金相当損害金の残額は1415万9257円であり、また、弁護士費用141万円を認めるのが相当であるから、その合計は1556万9257円である。

(ウ) 原告 []

L・Bへの交付金相当損害金の残額は187万3677円であり、また、弁護士費用18万円を認めるのが相当であるから、その合計は205万3677円である。

(エ) 原告 []

L・Bへの交付金相当損害金の残額は1138万2501円であり、また、弁護士費用113万円を認めるのが相当であるから、その合計は1251万2501円である。

(オ) 原告 []

L・Bへの交付金相当損害金の残額は452万3825円であり、また、弁護士費用45万円を認めるのが相當であるから、その合計は497万3825円である。

(オ) 原告■

L・Bへの交付金相当損害金の残額は67万8236円であり、また、弁護士費用6万円を認めるのが相当であるから、その合計は73万8236円である。

イ 被告高本及び被告小杉との関係

(ア) 原告■

4割の過失相殺の結果、L・Bへの交付金相当損害金の残額は849万5554円（円未満切捨て。以下同じ。）となり、また、弁護士費用84万円を認めるのが相当であるから、その合計は933万5554円である。

(イ) 原告■

4割の過失相殺の結果、L・Bへの交付金相当損害金の残額は112万4206円となり、また、弁護士費用11万円を認めるのが相当であるから、その合計は123万4206円である。

(ウ) 原告■

4割の過失相殺の結果、L・Bへの交付金相当損害金の残額は682万9500円となり、また、弁護士費用68万円を認めるのが相当であるから、その合計は750万9500円である。

(エ) 原告■

4割の過失相殺の結果、L・Bへの交付金相当損害金の残額は271万4295円であり、また、弁護士費用27万円を認めるのが相当であるから、その合計は298万4295円である。

(オ) 原告■

4割の過失相殺の結果、L・Bへの交付金相当損害金の残額は40万6941円であり、また、弁護士費用4万円を認めるのが相当であるから、その合計は44万6941円である。

(4) また、モンスターナイン分入金に関する原告[]の損害については、L・Bへの交付金相当損害金の残額が1377万1474円（前提事実(5)記載の1500万円から原告[]の自認する122万8526円を控除した額）であり、また、弁護士費用137万円を認めるのが相当であるから、その合計は15[]万1474円である。

6 結論

以上によれば、原告らの請求は、主文1項から3項記載の限度で、理由がある。

東京地方裁判所民事第37部

裁 判 官 橋 爪 信

	入金	配当金	返戻金	備考
H18. 12. 14	1,500,000			
H18. 12. 15	1,500,000			
H18. 12. 15	1,500,000			
H19. 1. 15		90,000		
H19. 3. 28	1,500,000			
H19. 3. 29	1,500,000			
H19. 4. 9	1,500,000			
H19. 4. 10	1,500,000			
H19. 4. 12	1,500,000			
H19. 4. 13	1,500,000			
H19. 4. 16		90,000		
H19. 4. 16		60,000		
H19. 5. 5		120,000		
H19. 7. 17		90,000		
H19. 7. 17		60,000		
H19. 8. 15		120,000		
H19. 10. 15		90,000		
H19. 10. 15		60,000		
H19. 11. 15		120,000		
H20. 1. 17		90,000		
H20. 1. 17		60,000		
H20. 2. 15		120,000		
H20. 4. 15		90,000		
H20. 4. 15		60,000		
H20. 5. 15		120,000		
H20. 7. 15		150,000		
H20. 7. 30	1,500,000			
H20. 7. 31	1,500,000			
H20. 8. 12		180,000		
H20. 10. 15		150,000		
H20. 11. 17		180,000		
H21. 4. 15		150,000		
H22. 3. 23	1,000,000			モンスターイン分
H22. 3. 25	1,000,000			モンスターイン分
H22. 5. 7	8,000,000			モンスターイン分
H22. 5. 20	5,000,000			モンスターイン分
合計	31,500,000	2,250,000	0	

	入金	配当金	返戻金	備考
H18. 12. 13	1,500,000			
H19. 1. 15		30,000		
H19. 4. 16		30,000		
H19. 7. 17		30,000		
H19. 9. 26	750,000			
H19. 10. 15		30,000		
H19. 10. 15		15,000		
H20. 1. 15		30,000		
H20. 1. 15		15,000		
H20. 4. 15		30,000		
H20. 4. 15		15,000		
H20. 7. 15		30,000		
H20. 7. 15		15,000		
H20. 10. 15		45,000		
H21. 4. 15		45,000		
合計	2,250,000	360,000	0	

	入金	配当金	返戻金	備考
H19. 8. 16	1,500,000			
H19. 10. 15	4,500,000			
H19. 11. 7	1,500,000			
H19. 11. 15		90,000		
H19. 11. 27	5,250,000			
H19. 12. 17		30,000		
H19. 12. 17		135,000		
H20. 2. 15		90,000		
H20. 3. 17		165,000		
H20. 5. 15		90,000		
H20. 6. 16		165,000		
H20. 8. 12		90,000		
H20. 9. 16		165,000		
H20. 11. 17		90,000		
H21. 3. 16		165,000		
合計	12,750,000	1,275,000	0	

	入金	配当金	返戻金	備考
H19. 10. 15	4,500,000			
H19. 11. 8	3,000,000			
H19. 11. 15		90,000		
H19. 12. 17		60,000		
H20. 2. 15		90,000		
H20. 3. 17		90,000		
H20. 5. 15		90,000		
H20. 6. 16		60,000		
H20. 7. 25	3,000,000			
H20. 8. 12		150,000		
H20. 9. 16		60,000		
H20. 11. 17		150,000		
H21. 3. 16		60,000		
H22. 4. 15			5,000,000	
合計	10,500,000	900,000	5,000,000	

	入金	配当金	返戻金	備考
H19. 11. 22	3,000,000			
H19. 12. 17		60,000		
H20. 3. 17		60,000		
H20. 6. 16		60,000		
H20. 9. 16		60,000		
H21. 3. 16		60,000		
H22. 6. 30			300,000	
H22. 7. 16			100,000	
H22. 7. 26			600,000	
H22. 9. 6			500,000	
H22. 10. 29			500,000	
合計	3,000,000	300,000	2,000,000	

これは正本である。

平成 26 年 2 月 26 日

東京地方裁判所民事第 37 部

裁判所書記官 田中あゆみ